

第6章 実現化方策

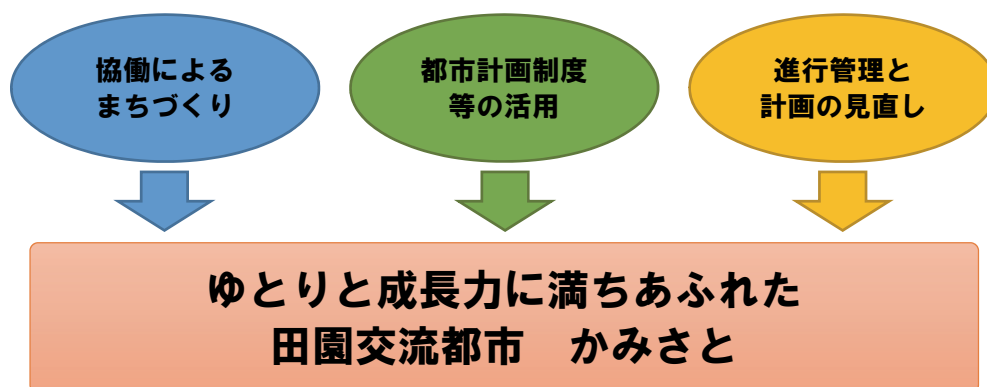


1. 都市計画マスタープランの実現に向けた考え方
2. 協働による都市づくり
3. 都市計画制度等の活用
4. 都市計画マスタープランの進行管理と
計画の見直し

1. 都市計画マスタープランの実現に向けた考え方

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、今後、これらに沿って個別計画の立案や事業化への取り組み、都市計画法に基づく土地利用制度などの導入や見直しを進めることとなります。

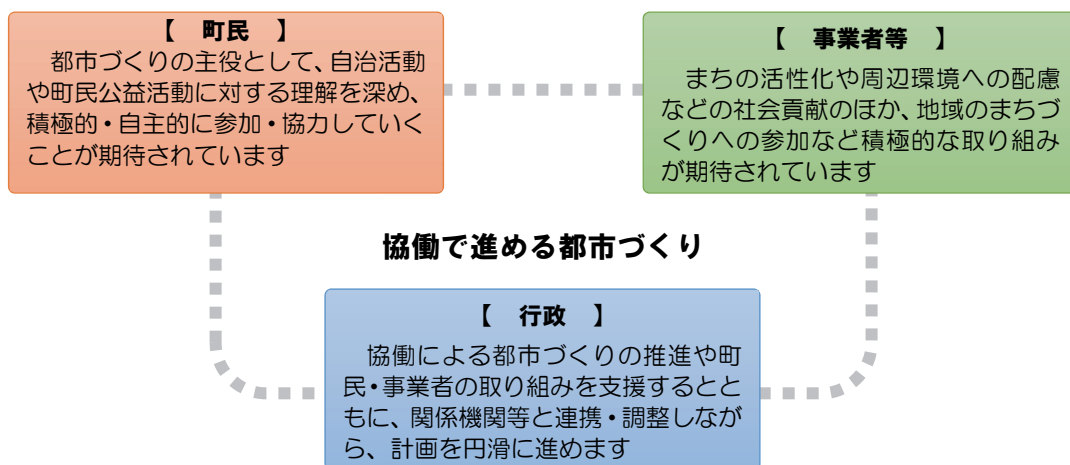
実現化方策では、全体構想や地域別構想で示した方針を実現するため、都市づくりに対する町民の主体的な取り組みを促進するとともに、本計画と整合のとれた個別具体の施策・事業を計画的かつ効率的に推進していきます。



2. 協働による都市づくり

(1) 町民・事業者等の積極的な都市づくりへの参画の促進

- ・住みよいまちを実現するためには、町民、事業者等、行政の各主体が都市づくりの課題や都市の将来像を共有し、各々が役割を分担し、様々な立場を超えて、互いに協力、連携し、協働で都市づくりを進めていくことが重要です。
- ・そのために、都市づくり関連のイベント等の機会を通じて住民参加の必要性を啓発することで、町民、事業者等、行政の各主体の都市づくりへの参画を促進し、知恵や労力を提供しあいながら都市づくりを進めます。



図表 30 協働で進める都市づくりのイメージ

(2) 町民・事業者等への都市づくりの情報提供

- ・都市計画マスタープランの内容や様々な都市計画の情報を町民・事業者等と共有するため、町のホームページや広報誌などへの掲載、上里町役場や公民館等への計画書の設置などにより、幅広く情報提供します。

(3) 都市づくりに係わる町民・事業者等の声を聞く仕組みづくり

- ・町民や事業者等からの都市づくりに係わる意見や思いを上里町の都市づくりへ反映する仕組みづくりを検討します。
- ・アンケート調査や懇談会、ワークショップ、パブリックコメントなど多様な住民参加を実施し、町民が都市づくりに参画する機会の充実を図ります。
- ・町の都市づくりの考えに対する理解を深めるため、イベント等の機会を利用し、高齢者から若者まで幅広い世代が参加しやすい意見交換の場所を設けます。

3. 都市計画制度等の活用

(1) 地域主体の都市づくりの促進に向けた都市計画制度の活用

- ・地域主体の都市づくりを促進するため、町民や事業者等から都市づくりに関する機運の高まりがある場合は、各種制度の情報を提供するとともに制度の活用等による活動の支援を行います。
- ・美しい街並みの実現、土地の有効利用の促進など、「地区計画制度」の活用を推進します。

(2) 適時・適切な都市計画の決定又は変更の実施

- ・将来都市像の実現に向けた都市計画の決定又は変更にあたっては、事業の必要性や緊急性などを判断しながら、適時・適切に実施します。
- ・長期にわたり着手していない都市計画事業については、地域とともに、その必要性を見極め、計画の廃止又は見直しを行います。

(3) 効果的・効率的な都市づくりの推進

- ・事業の実施にあたっては、既存ストックの活用の可能性、事業の緊急性、費用対効果、波及効果などを検証し、限られた財源の中で効果的・効率的な都市づくりを進めます。また、民間企業のノウハウや資本などの活用を検討するとともに、民間活力の導入を促します。
- ・道路や公園などの維持管理にあたっては、町民や事業者等の協力を促すとともに、町民や事業者等による主体的な活動を支援し、協働により維持管理を行います。
- ・町固有の景観の保全、ゆとりある住環境の維持など、地域特性を活かした都市づくりを進めていくため、各種都市計画制度に加えて、「建築協定」や「緑地協定」などの制度の活用を検討します。

(4) 都市づくりに向けた分野別計画の策定

- ・都市計画マスタープランに沿った都市づくりを計画的に推進するため、道路・交通分野の計画や公園・緑地分野の計画など、必要に応じて分野別計画を策定します。

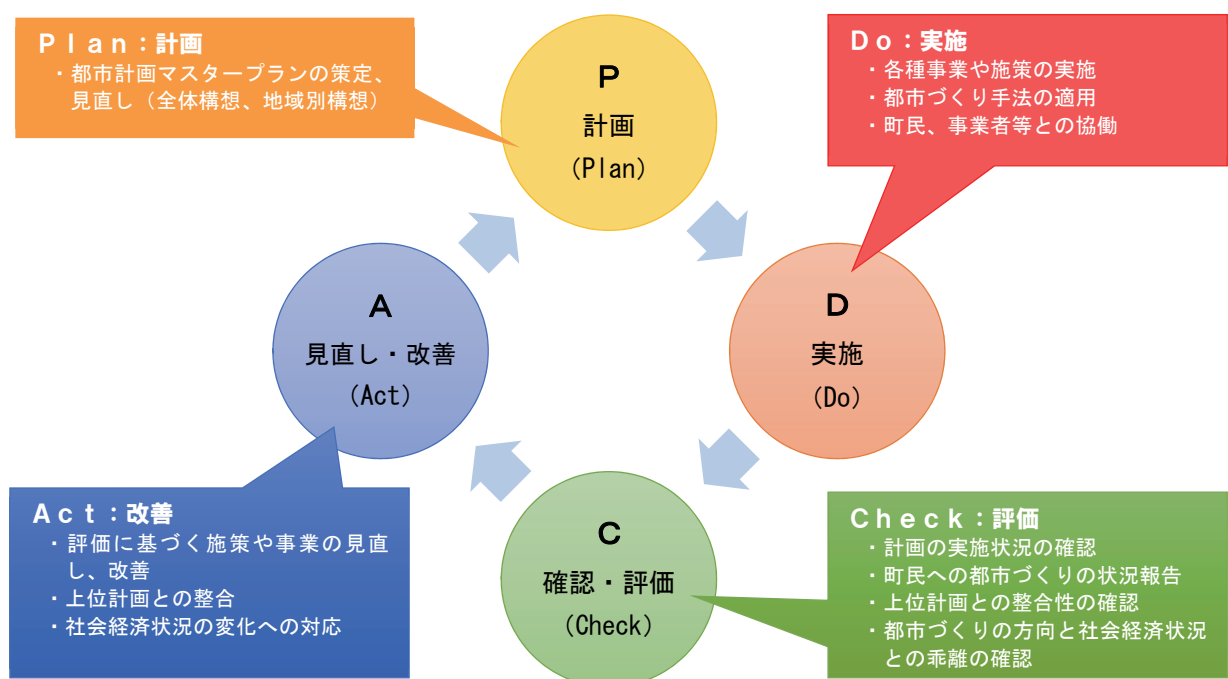
4. 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し

(1) 計画の進行管理

- ・本計画で示した都市づくりの方針や施策については、早期に実施しなければならないもの、長期的な取り組みが必要なものがあることから、事業の進捗状況等を関係部署相互で共有するとともに、上位計画である「上里町総合振興計画」と連携し、進行管理を行います。
- ・また、本計画は、令和17年(2035年)を目標年次とする、長期的な視点での計画であることから、本計画の中間年次において、都市づくりの方針を踏まえた施策や事業の実施状況の確認に加え、上位計画などの見直しとの整合性や社会経済状況の変化の確認など、計画全体の点検を行います。

(2) 計画の見直し

- ・計画策定後、都市づくりに大きく影響するような社会経済状況の変化が予想されます。中間年次における計画全体の点検の結果、このような社会経済状況の変化が認められた場合や、上位計画である「上里町総合振興計画」や「児玉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの改定などが行われた際には、計画内容や施策の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。
- ・また、上里スマートインターチェンジ周辺開発や国道17号バイパス(本庄道路)の整備など、本町の都市づくりに大きなインパクトを与える事業の計画変更や、新たな計画が生じた際には、部分的な見直しを含め、適宜、柔軟な見直しを行うものとします。



図表 31 都市計画マスタープランの進行管理 (PDCAサイクル)

